

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県スポーツ振興推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、公益財団法人高知県スポーツ協会(以下「補助事業者」という。)がスポーツ振興推進のために行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業区分、補助対象経費及び補助等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとし、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する書面

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式及び別記第5号様式による事業変更承認申請書及び変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額の増額
 - イ 事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える減額
 - ウ 事業区分ごとの配分の変更(別表第1に掲げるものに限る。)
 - エ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が別に定める場合を除く。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業の収入、支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者及び契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (6) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さねばならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 県税の滞納がないこと。

（概算払）

第8条 この要綱に定める補助金は、知事が必要と認める場合は概算払をすることができる。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由を明らかにした書類を添付して知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに任意の様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。なお、別表第1の1に掲げる全高知チーム強化については、四半期毎の取組状況を四半期が終了した月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業報告書（別記第2号様式）

(2) 収支決算書（別記第9号様式）

- 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第10号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

事業区分		補助対象経費		補助率
1	(1) 競技スポーツ選手育成強化事業	①国民スポーツ大会（特別国民体育大会を含む。以下同じ。）やインターハイ等の各種全国大会等に向けた競技力の向上及び高校生、中学生等の育成強化に必要な経費（事業実施主体は各競技団体とする。）	報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。以下同じ。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金	定額
		②補助事業の実施に当たり必要な事務局経費	共済費、賃金、報償費、報酬、職員手当等、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	
	(2) 指導者養成事業	指導者の資質向上及び育成に必要な経費	報償費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	定額
	(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	組織の充実及び活動の活性化を図るために必要な経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金	定額
2	国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会の派遣等に係る経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助及び交付金	定額
3	運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費（臨時職員に係るものを除く。）	共済費、賃金、報酬、職員手当等	定額

【事業区分ごとの配分の変更について】

- ・1から3までの事業区分相互間における流用は原則認めない。ただし、2又は3の経費に不足が生じた場合において、当該不足額を1の不用額からの流用によって補填する場合は、この限りでない。この場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。
- ・1の(1)から(3)までの事業区分において経費の配分を変更する場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、流用に係るいずれの事業区分においても20パーセントを超えない範囲の変更については、軽微な変更とし、変更申請を要しないものとする。

【補助対象経費の詳細について】

- ・別表第1の1のとおり

別表第2（第5条、第6条、第7条関係）

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。